官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示（財務・経済産業一）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四一